

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。

この件を受け、令和元年の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ①現行処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ②現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③賃金以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

※詳細については、厚生労働省通知等をご確認ください。

見える化要件とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報好評システムや事業者が運営するホームページ等を媒体として、外部から見える形で公表する事を意味しています。

加算の取得状況

		現行 処遇改善	特定 処遇改善
発達相談支援センター ココペリ	児童発達支援	Ⅰ	Ⅱ
発達相談支援センター ココペリ	放課後等デイサービス	Ⅰ	Ⅱ
SST ココペリの森	〃	Ⅰ	Ⅰ
SSTSchool kokopelli	〃	Ⅰ	Ⅰ

職場環境等要件

分類

資質の向上	・働きながら介護福祉等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他福祉・介護職員負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	・ミーティング等による職場環境内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	・非正規職員から正職員への転換

員の

き